

川崎市地域型保育事業子どものための教育・保育給付費等支給要綱

27川市保第80号

平成27年4月1日

市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業（以下「地域型保育事業」という。）のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第29条第1項に規定する確認を受けるものであって、川崎市（以下「市」という。）以外の者が設置する地域型保育事業において、児福法第34条の16第1項の規定により定められた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び支援法第46条第2項の規定により定められた各特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を満たした運営を行うために要する経費並びに当該基準を超えて利用する子どもの処遇向上、事業所職員の待遇改善及び事業所の経営の安定化等を図るために要する経費の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象子ども)

第2条 この要綱に基づく、支給の対象となる子どもは、市の福祉事務所長が利用を調整した子ども（事業所内保育事業については従業員枠の子どもを含む。）であって、市内及び市外の地域型保育事業所を利用する子どもとする。

(支給額及び算出方法等)

第3条 この要綱に基づき、支給する額及びその算出方法等は、各事業により、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「国基準」という。）に定めるもの（以下「公定価格」という。）として、別表1-1から別表1-12までのとおりとし、市加算運営費として別表2-1から2-5までのとおりとし、別表1-1に規定する基本分単価から、市の定める保育料を控除した額とする。

2 市外の地域型保育事業を利用する子どもにあつては、国基準に定めるところによるほか、その事業所が所在する地方公共団体の定めるところによるものとする。

3 年齢区分の適用にあつては、当該利用する子どもの年度の初日の前日の満年齢によるものとする。

4 別表1-1から別表1-11まで及び別表1-12の冷暖房費加算の算出にあつては、利用する子どもの月途中の入退所（転入出を含む）による日割り計算を国基準により行うものとし、別表1-12の冷暖房費加算以外の加算並びに別表2-1の給食費加算及び家庭的保育支援加算並びに別表2-2の児童災害共済掛金以外の加算の算出にあつては、当該日割り計算は行わず、各支給対象月初日の利用子ども数によるものとする。

る。

5 別表1-1の処遇改善等加算、別表1-2から別表1-11までの加算又は減算及び別表1-12の冷暖房費加算以外の加算並びに別表2-1の連携保育加算及び施設賃借料加算、別表2-2の市障害児保育加算、別表2-4の産休等代替臨時職員雇用費並びに別表2-5の市休日保育加算の支給にあたっては、加算の認定申請又は協議と認定を要するものとする。

6 別表1-1の処遇改善等加算Ⅰのうち賃金改善に要する分、別表1-2の賃借料加算、別表1-4の賃借料加算及び休日保育加算、別表1-6の賃借料加算、別表1-8の賃借料加算、別表1-10の賃借料加算並びに別表1-12の処遇改善等加算Ⅱ、施設機能強化推進費加算及び第三者評価受審加算並びに別表2-1の連携保育加算、施設賃借料加算及び補足給付費、別表2-2の児童災害共済掛金並びに別表2-5の市休日保育加算以外の加算の支給を受けたときは、その執行に係る実績について報告を要するものとする。

(支給時期)

第4条 この要綱による給付費等の支給時期は、毎月、原則として、当月初日の利用子ども数等に基づく当初払と前月末日までの月途中入所等の利用子ども数等に基づく追加払(月途中退所等により当初払分に過払分が生じた場合は未払分の給付費等の内払分とする。)によるものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、国基準等によるほか、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年3月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(平成27年度における支給額及び算出方法等の特例)

2 平成27年度におけるこの要綱により、支給する額及びその算出方法等は、市内の地域型保育事業所にあつては、その事業所を利用する子どもについて、別表1-1から別表1-10までにより算出した額及び市外の地域型保育事業所にあつては、その事業所を利用する子どもについて、国基準により算出した額に100分の101.29を乗じて得た額から、市の定める保育料を控除した額とする。

3 前項により算出される額については、10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年度における支給額及びその算出方法等の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年3月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年度における支給する額及びその算出方法等に係る取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた平成28年度における支給する額及びその算出方法等に係る取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年2月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年度における支給額及びその算出方法等に係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱によりなお従前の例によることとされた平成30年度における支給する額及びその算出方法等に係る取り扱いについては、なお従前の例による。

別表1-1 (第3条公定価格関係)

基本分単価、処遇改善等加算

①基本分単価

施設の所在する地域の区分と利用定員の区分並びに入所する児童の年齢の区分と保育必要量の区分に応じた、児童1人当りの月額単価。基本分単価の内訳は以下のとおり。

区 分	内 容
事務費	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員） ③年休代替委員費 ④研修代替委員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費、保育材料費等） * 3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費

②処遇改善等加算 I

基本分単価と同様の要素によって算定された児童1人当り月額単価に、職員の平均勤続年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた加算率を乗じた額を児童1人当り月額単価に加算。

地域区分	事業類型	定員区分	年齢区分	基本分単価		処遇改善等加算 I	
				保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
16/100 地域	家庭的保育事業	5人まで		170,110	170,110	1,610 × 加算率	1,610 × 加算率
	小規模保育 事業A型	12人まで	1、2歳児	167,200	162,570	1,560 × 加算率	1,520 × 加算率
			乳児	242,420	237,790	2,310 × 加算率	2,270 × 加算率
		13人から 19人まで	1、2歳児	137,160	134,240	1,260 × 加算率	1,240 × 加算率
			乳児	212,380	209,460	2,010 × 加算率	1,990 × 加算率
	小規模保育 事業B型	12人まで	1、2歳児	143,190	138,560	1,320 × 加算率	1,280 × 加算率
			乳児	202,400	197,770	1,910 × 加算率	1,870 × 加算率
		13人から 19人まで	1、2歳児	116,040	113,120	1,050 × 加算率	1,020 × 加算率
			乳児	175,250	172,330	1,640 × 加算率	1,610 × 加算率
	小規模保育 事業C型	6人から 10人まで		156,960	151,410	1,460 × 加算率	1,410 × 加算率
		11人から 15人まで		147,170	143,470	1,360 × 加算率	1,330 × 加算率
	事業所内保 育事業（小 規模保育事 業A型基 準）	5人まで	1、2歳児	281,320	270,220	2,710 × 加算率	2,600 × 加算率
			乳児	356,540	345,440	3,460 × 加算率	3,350 × 加算率
			1、2歳児（従業員枠）	236,300	226,980	2,710 × 加算率	2,600 × 加算率
			乳児（従業員枠）	299,490	290,160	3,460 × 加算率	3,350 × 加算率
		6人から 12人まで	1、2歳児	167,200	162,570	1,560 × 加算率	1,520 × 加算率
			乳児	242,420	237,790	2,310 × 加算率	2,270 × 加算率
			1、2歳児（従業員枠）	140,440	136,550	1,560 × 加算率	1,520 × 加算率
			乳児（従業員枠）	203,630	199,740	2,310 × 加算率	2,270 × 加算率
		13人から 19人まで	1、2歳児	137,160	134,240	1,260 × 加算率	1,240 × 加算率
			乳児	212,380	209,460	2,010 × 加算率	1,990 × 加算率
			1、2歳児（従業員枠）	115,210	112,760	1,260 × 加算率	1,240 × 加算率
			乳児（従業員枠）	178,390	175,940	2,010 × 加算率	1,990 × 加算率
	事業所内保 育事業（小 規模保育事 業B型基 準）	5人まで	1、2歳児	245,280	234,180	2,350 × 加算率	2,230 × 加算率
乳児			304,490	293,390	2,940 × 加算率	2,820 × 加算率	
1、2歳児（従業員枠）			206,030	196,710	2,350 × 加算率	2,230 × 加算率	
乳児（従業員枠）			255,770	246,440	2,940 × 加算率	2,820 × 加算率	
6人から 12人まで		1、2歳児	143,190	138,560	1,320 × 加算率	1,280 × 加算率	
		乳児	202,400	197,770	1,910 × 加算率	1,870 × 加算率	
		1、2歳児（従業員枠）	120,270	116,390	1,320 × 加算率	1,280 × 加算率	
		乳児（従業員枠）	170,010	166,120	1,910 × 加算率	1,870 × 加算率	
13人から 19人まで		1、2歳児	116,040	113,120	1,050 × 加算率	1,020 × 加算率	
		乳児	175,250	172,330	1,640 × 加算率	1,610 × 加算率	
		1、2歳児（従業員枠）	97,470	95,020	1,050 × 加算率	1,020 × 加算率	
		乳児（従業員枠）	147,210	144,750	1,640 × 加算率	1,610 × 加算率	

地域区分	事業類型	定員区分	年齢区分	基本分単価		
				保育標準時間認定	保育短時間認定	
16/100 地域	事業所内保育事業（定員20人以上）	20人から30人まで	1、2歳児	138,100	121,270	
			乳児	213,020	196,190	
			1、2歳児（従業員枠） 乳児（従業員枠）	116,000 178,930	101,860 164,790	
		31人から40人まで	1、2歳児	125,660	113,030	
			乳児	200,580	187,950	
			1、2歳児（従業員枠） 乳児（従業員枠）	105,550 168,480	94,940 157,870	
		41人から50人まで	1、2歳児	123,600	113,500	
			乳児	198,520	188,420	
			1、2歳児（従業員枠） 乳児（従業員枠）	103,820 166,750	95,340 158,270	
		51人から60人まで	1、2歳児	117,110	108,690	
			乳児	192,030	183,610	
			1、2歳児（従業員枠） 乳児（従業員枠）	98,370 161,300	91,290 154,230	
		61人から	1、2歳児	112,540	105,320	
			乳児	187,460	180,240	
			1、2歳児（従業員枠） 乳児（従業員枠）	94,530 157,460	88,460 151,400	
		居宅訪問型保育	1人まで		477,920	422,420

処遇改善等加算 I	
保育標準時間認定	保育短時間認定
1,260 × 加算率	1,090 × 加算率
2,010 × 加算率	1,840 × 加算率
1,260 × 加算率	1,090 × 加算率
2,010 × 加算率	1,840 × 加算率
1,130 × 加算率	1,010 × 加算率
1,880 × 加算率	1,760 × 加算率
1,130 × 加算率	1,010 × 加算率
1,880 × 加算率	1,760 × 加算率
1,130 × 加算率	1,010 × 加算率
1,880 × 加算率	1,760 × 加算率
1,050 × 加算率	970 × 加算率
1,800 × 加算率	1,720 × 加算率
1,050 × 加算率	970 × 加算率
1,800 × 加算率	1,720 × 加算率
1,010 × 加算率	930 × 加算率
1,760 × 加算率	1,680 × 加算率
1,010 × 加算率	930 × 加算率
1,760 × 加算率	1,680 × 加算率
4,770 × 加算率	4,220 × 加算率

別表1-2（第3条公定価格関係）

③家庭的保育事業における加算

③の1 資格保有者加算

家庭的保育者について保育士資格、又は看護師免許及び准看護師免許を有する場合には加算する。

基本分加算額	処遇改善等加算額
5,440	50×加算率

③の2 家庭的保育補助者加算

家庭的保育補助者を配置する場合に利用児童数に応じて加算する。

利用児童数	基本分加算額	処遇改善等加算額
4人以上	28,260	280×加算率
3人以下	24,050	240×加算率

③の3 家庭的保育支援加算

家庭的保育支援者や連携施設から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する場合に代替要員等に必要経費を加算する。

保育必要量区分	加算額
保育標準時間認定	51,250
保育短時間認定	45,700

③の4 障害児保育加算

障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて家庭的保育補助者を加配するための経費を加算する。（配置基準2：1）

基本分加算額	処遇改善等加算額
35,330	350×加算率

③の5 減価償却加算

自己所有の建物を保有する事業所に対して、減価償却費の一部を加算する。（川崎市はB地域の都市部）

基本分加算額
8,400

③の6 賃借料加算

賃貸物件により設置する事業者に対して、賃借料の一部を加算する。（川崎市はa地域の都市部）

基本分加算額
49,200

別表1-3（第3条公定価格関係）

④家庭的保育事業における調整（減算）

④の1 連携施設を設定しない場合

連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整（減算）する。

調整（減算）額
6,170

④の2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整（減算）する。

減算（調整率）
$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{③の3家庭的保育支援加算}) \times 19 / 100$

④の3 常態的に土曜日に保育を行わない場合

常態的に土曜日に保育を行わない場合、土曜実施に係る費用を定額で調整（減算）する。

保育必要量区分	調整（減算）額
保育標準時間認定	5,050
保育短時間認定	4,130

別表1-4（第3条公定価格関係）

⑤小規模保育事業A型・B型における加算

⑤の1 管理者設置加算（A型・B型同額）

専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算する。

定員区分	基本分加算額	処遇改善等加算額
6人から12人まで	37,780	370×加算率
13人から19人まで	23,860	230×加算率

⑤の2 保育士比率向上加算

常態的に保育士比率が3/4以上の事業者に対して加算する。（B型のみ）

定員区分	年齢区分	基本分加算額	処遇改善等加算額
6人から12人まで	1、2歳児	12,000	120×加算率
	乳児	20,000	200×加算率
13人から19人まで	1、2歳児	10,610	110×加算率
	乳児	18,610	190×加算率

⑤の3 障害児保育加算

障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて保育士・保育従事者を加配するための経費を加算する。（配置基準2：1）

事業類型	年齢区分	基本分加算額	処遇改善等加算額
小規模保育事業A型	1、2歳児	150,430	1,500×加算率
	乳児	75,220	750×加算率
小規模保育事業B型	1、2歳児	118,420	1,180×加算率
	乳児	59,210	590×加算率

⑤の4 夜間保育加算（A型・B型同額）

夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算する。

定員区分	基本分加算額	処遇改善等加算額
6人から12人まで	38,190	330×加算率
13人から19人まで	25,970	200×加算率

⑤の5 減価償却加算（A型・B型同額）

自己所有の建物を保有する事業所に対して、減価償却費の一部を加算する。（川崎市はB地域の都市部）

定員区分	基本分加算額
6人から12人まで	2,800
13人から19人まで	1,700

⑤の6 賃借料加算（A型・B型同額）

賃貸物件により設置する事業者に対して、賃借料の一部を加算する。（川崎市はa地域の都市部）

定員区分	基本分加算額
6人から12人まで	21,500
13人から19人まで	27,300

⑤の7 休日保育加算

休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用児童数の区分と処遇改善等加算率に応じて、各月初日の児童数で割り返した額を児童1人当月額単価に加算。なお、事業所内保育事業も対象とする。

※年間延べ利用児童数の区分は、市と協議・決定した休日保育の利用定員と過年度の利用率等を踏まえ、市の認定により決定。

小規模保育事業A型（事業所内保育事業における小規模保育事業A型）			
休日保育の年間延べ利用子ども数	基本分加算額	処遇改善等加算額	1人当月額単価
～210人	261,800	2,610×加算率	$\frac{\text{基本分加算額} + \text{処遇改善等加算額}}{\text{各月初日の利用子ども数}}$
211人～279人	280,100	2,800×加算率	
280人～349人	316,900	3,160×加算率	
350人～419人	353,600	3,530×加算率	
420人～489人	390,400	3,900×加算率	
490人～559人	427,100	4,270×加算率	
560人～629人	463,900	4,630×加算率	
630人～699人	500,600	5,000×加算率	
700人～769人	537,400	5,370×加算率	
770人～839人	574,100	5,740×加算率	
840人～909人	610,900	6,100×加算率	
910人～979人	647,600	6,470×加算率	
980人～1,049人	684,400	6,840×加算率	
1,050人～	721,100	7,210×加算率	

小規模保育事業B型（事業所内保育事業における小規模保育事業B型）

休日保育の年間 延べ利用子ども数	基本分 加算額	処遇改善等加算額	1人当月額単価
～210人	197,300	1,970×加算率	$\frac{\text{基本分加算額} + \text{処遇改善等加算額}}{\text{各月初日の利用子ども数}}$
211人～279人	210,400	2,100×加算率	
280人～349人	236,600	2,360×加算率	
350人～419人	262,900	2,620×加算率	
420人～489人	289,100	2,890×加算率	
490人～559人	315,400	3,150×加算率	
560人～629人	341,600	3,410×加算率	
630人～699人	367,900	3,670×加算率	
700人～769人	394,100	3,940×加算率	
770人～839人	420,400	4,200×加算率	
840人～909人	446,600	4,460×加算率	
910人～979人	472,900	4,720×加算率	
980人～1,049人	499,100	4,990×加算率	
1,050人～	525,400	5,250×加算率	

事業所内保育事業（利用定員20人以上）			
休日保育の年間 延べ利用子ども数	基本分 加算額	処遇改善等加算額	1人当り月額単価
～210人	262,000	2,620×加算率	$\frac{\text{基本分加算額} + \text{処遇改善等加算額}}{\text{各月初日の利用子ども数}}$
211人～279人	280,300	2,800×加算率	
280人～349人	317,100	3,170×加算率	
350人～419人	353,800	3,530×加算率	
420人～489人	390,600	3,900×加算率	
490人～559人	427,300	4,270×加算率	
560人～629人	464,100	4,640×加算率	
630人～699人	500,800	5,000×加算率	
700人～769人	537,600	5,370×加算率	
770人～839人	574,300	5,740×加算率	
840人～909人	611,100	6,110×加算率	
910人～979人	647,800	6,470×加算率	
980人～1,049人	684,600	6,840×加算率	
1,050人～	721,300	7,210×加算率	

別表1-5（第3条公定価格関係）

⑥小規模保育事業A型・B型における調整（減算）

⑥の1 連携施設を設定しない場合（A型・B型同額）

連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整（減算）する。

定員区分	調整（減算）額
6人から12人まで	2,050
13人から19人まで	1,290

⑥の2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整（減算）する。

事業類型	定員区分	減算（調整率）
小規模保育事業A型	6人から12人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の4夜間保育加算) × 10 / 100
	13人から19人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の4夜間保育加算) × 9 / 100
小規模保育事業B型	6人から12人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の4夜間保育加算) × 12 / 100
	13人から19人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の4夜間保育加算) × 11 / 100

⑥の3 常態的に土曜日に保育を行わない場合

常態的に土曜日に保育を行わない場合、土曜実施に係る費用を定額で調整（減算）する。

事業類型	減算（調整率）
小規模保育事業A型	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の3障害児保育加算+⑤の4夜間保育加算) × 7 / 100
小規模保育事業B型	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤の3障害児保育加算+⑤の4夜間保育加算) × 10 / 100

⑥の4 定員を恒常的に超過する場合

連続する過去2年間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均所在率が120%以上のある場合に費用を定率で調整（減額）

事業類型	定員区分	減算（調整率）
小規模保育事業A型	6人から12人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤各種加算+⑥各種調整項目) × 82 / 100
小規模保育事業B型	6人から12人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑤各種加算+⑥各種調整項目) × 81 / 100

別表1-6（第3条公定価格関係）

⑦小規模保育事業C型における加算

⑦の1 管理者設置加算

専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算する。

定員区分	基本分加算額	処遇改善等加算額
6人から10人まで	45,330	450×加算率
11人から15人まで	30,220	300×加算率

⑦の2 資格保有者加算

家庭的保育者について保育士資格、又は看護師免許及び准看護師免許を有する場合に加算する。

定員区分	資格保有者数	処遇改善等加算額	処遇改善等加算額
6人から10人まで	1人	2,170	20×加算率
	2人以上	4,340	40×加算率
11人から15人まで	1人	1,450	10×加算率
	2人	2,900	20×加算率
	3人以上	4,350	30×加算率

⑦の3 障害児保育加算

障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて家庭的保育補助者を加配するための経費を加算する。（配置基準2：1）

基本分加算額	処遇改善等加算額
42,950	420×加算率

⑦の4 減価償却加算

自己所有の建物を保有する事業所に対して、減価償却費の一部を加算する。（川崎市はB地域の都市部）

定員区分	基本分加算額
6人から10人まで	3,300
11人から15人まで	2,200

⑦の5 賃借料加算

賃貸物件により設置する事業者に対して、賃借料の一部を加算する。（川崎市はa地域の都市部）

定員区分	基本分加算額
6人から10人まで	22,300
11人から15人まで	30,100

別表1-7（第3条公定価格関係）

⑧小規模保育事業C型における調整（減算）

⑧の1 連携施設を設定しない場合

連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整（減算）する。

定員区分	調整（減算）額
6人から10人まで	2,460
11人から15人まで	1,640

⑧の2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整（減算）する。

定員区分	減算（調整率）
6人から10人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I}) \times 10 / 100$
11人から15人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I}) \times 9 / 100$

⑧の3 常態的に土曜日に保育を行わない場合

常態的に土曜日に保育を行わない場合、土曜実施に係る費用を定額で調整（減算）する。

減算（調整率）
$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑦の3障害児保育加算}) \times 10 / 100$

⑧の4 定員を恒常的に超過する場合

連続する過去2年間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均所在率が120%以上のある場合に費用を定率で調整（減額）

定員区分	減算（調整率）
6人から10人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑦各種加算} + \text{⑧各種調整項目}) \times 90 / 100$

別表1-8（第3条公定価格関係）

⑨事業所内保育事業（小規模保育事業A型又はB型の基準適用）における加算

⑨の1 管理者設置加算

専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算する。

定員区分	基本分加算額	処遇改善等加算額
5人まで	90,670	900×加算率
6人から12人まで	37,780	370×加算率
13人から19人まで	23,860	230×加算率

⑨の2 保育士比率向上加算

常態的に保育士比率が3/4以上の事業者に対して加算する。（小規模保育事業B型運営基準適用の事業所）

定員区分	年齢区分	基本分加算額	処遇改善等加算額
5人まで	1、2歳児	18,730	180×加算率
	乳児	26,730	260×加算率
6人から12人まで	1、2歳児	12,000	120×加算率
	乳児	20,000	200×加算率
13人から19人まで	1、2歳児	10,610	110×加算率
	乳児	18,610	190×加算率

⑨の3 障害児保育加算

障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて保育士・保育従事者を加配するための経費を加算する。（配置基準2：1）

事業類型	年齢区分	基本分加算額	処遇改善等加算額
小規模保育事業A型 運営基準適用	1、2歳児	150,430	1,500×加算率
	乳児	75,220	750×加算率
小規模保育事業B型 運営基準適用	1、2歳児	118,420	1,180×加算率
	乳児	59,210	590×加算率

⑨の4 夜間保育加算

夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算する。

定員区分	基本分加算額	処遇改善等加算額
5人まで	84,630	790×加算率
6人から12人まで	38,190	330×加算率
13人から19人まで	25,970	200×加算率

⑨の5 減価償却加算

自己所有の建物を保有する事業所に対して、減価償却費の一部を加算する。（川崎市はB地域の都市部）

定員区分	基本分加算額
5人まで	6,700
6人から12人まで	2,800
13人から19人まで	1,700

⑨の6 賃借料加算

賃貸物件により設置する事業者に対して、賃借料の一部を加算する。（川崎市はa地域の都市部）

定員区分	基本分加算額
5人まで	30,700
6人から12人まで	15,300
13人から19人まで	19,400

別表1-9（第3条公定価格関係）

⑩事業所内保育事業（小規模保育事業A型又はB型の基準適用）における調整（減算）

⑩の1 連携施設を設定しない場合（A型・B型同額）

連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整（減算）する。

定員区分	調整（減算）額
5人まで	4,930
6人から12人まで	2,050
13人から19人まで	1,290

⑩の2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整（減算）する。

事業類型	定員区分	減算（調整率）
小規模保育事業A型 運営基準適用	5人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑨の4夜間保育加算) × 12 / 100
	6人から12人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑨の4夜間保育加算) × 10 / 100
	13人から19人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑨の4夜間保育加算) × 9 / 100
小規模保育事業B型 運営基準適用	5人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑨の4夜間保育加算) × 14 / 100
	6人から12人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑨の4夜間保育加算) × 12 / 100
	13人から19人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑨の4夜間保育加算) × 11 / 100

⑩の3 常態的に土曜日に保育を行わない場合

常態的に土曜日に保育を行わない場合、土曜実施に係る費用を定額で調整（減算）する。

事業類型	減算（調整率）
小規模保育事業A型基準	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑨の3障害児保育加算+⑨の4夜間保育加算) × 7 / 100
小規模保育事業B型基準	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑨の3障害児保育加算+⑨の4夜間保育加算) × 10 / 100

⑩の4 定員を恒常的に超過する場合

連続する過去2年間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均所在率が120%以上のある場合に費用を定率で調整（減額）

事業類型	定員区分	減算（調整率）
小規模保育事業A型基準	5人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑨各種加算+⑩各種調整項目) × 59 / 100
	6人から12人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑨各種加算+⑩各種調整項目) × 82 / 100
小規模保育事業B型基準	5人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑨各種加算+⑩各種調整項目) × 58 / 100
	6人から12人まで	(①基本分単価+②処遇改善等加算I+⑨各種加算+⑩各種調整項目) × 81 / 100

別表1-10（第3条公定価格関係）

⑪事業所内保育事業（定員20人以上）

⑪の1 管理者設置加算

専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算する。

定員区分	基本分加算額	処遇改善等加算額
20人から30人まで	17,410	170×加算率
31人から40人まで	13,060	130×加算率
41人から50人まで	10,450	100×加算率
51人から60人まで	8,700	80×加算率
61人から	7,460	70×加算率

⑪の2 障害児保育加算

障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて保育士を加配するための経費を加算する。（配置基準2：1）

年齢区分	基本分加算額	処遇改善等加算額
1、2歳児	150,430	1,500×加算率
乳児	75,220	750×加算率

⑪の3 夜間保育加算

夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算する。

定員区分	基本分加算額	処遇改善等加算額
20人から30人まで	18,290	130×加算率
31人から40人まで	14,970	90×加算率
41人から50人まで	12,980	70×加算率
51人から60人まで	11,660	60×加算率
61人から	10,710	50×加算率

⑪の4 減価償却加算

自己所有の建物を保有する事業所に対して、減価償却費の一部を加算する。（川崎市はB地域の都市部）

定員区分	基本分加算額
20人から30人まで	4,900
31人から40人まで	4,200
41人から50人まで	3,900
51人から60人まで	3,200
61人から	2,700

⑪の5 賃借料加算

賃貸物件により設置する事業者に対して、賃借料の一部を加算する。（川崎市はa地域の都市部）

定員区分	基本分加算額
20人から30人まで	11,200
31人から40人まで	10,000
41人から50人まで	9,000
51人から60人まで	7,500
61人から	6,500

別表1-11（第3条公定価格関係）

⑫事業所内保育事業（20人以上）における調整（減算）

⑫の1 連携施設を設定しない場合

連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整（減算）する。

定員区分	調整（減算）額
20人から30人まで	820
31人から40人まで	610
41人から50人まで	490
51人から60人まで	410
61人から	350

⑫の2 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整（減算）する。

定員区分	減算（調整率）
20人から30人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨の4夜間保育加算}) \times 13 / 100$
31人から40人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨の4夜間保育加算}) \times 12 / 100$
41人から50人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨の4夜間保育加算}) \times 16 / 100$
51人から60人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨の4夜間保育加算}) \times 15 / 100$
61人から	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨の4夜間保育加算}) \times 14 / 100$

⑫の3 常態的に土曜日に保育を行わない場合

常態的に土曜日に保育を行わない場合、土曜実施に係る費用を定額で調整（減算）する。

減算（調整率）	
20人から50人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨の3障害児保育加算} + \text{⑨の4夜間保育加算}) \times 6 / 100$
51人から	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨の3障害児保育加算} + \text{⑨の4夜間保育加算}) \times 7 / 100$

⑫の4 定員を恒常的に超過する場合

連続する過去2年間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均所在率が120%以上のある場合に費用を定率で調整（減額）

定員区分	減算（調整率）
20人から30人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨各種加算} + \text{⑩各種調整項目}) \times 91 / 100$
31人から40人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨各種加算} + \text{⑩各種調整項目}) \times 98 / 100$
41人から50人まで	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨各種加算} + \text{⑩各種調整項目}) \times 95 / 100$
51人から	$(\text{①基本分単価} + \text{②処遇改善等加算 I} + \text{⑨各種加算} + \text{⑩各種調整項目}) \times 96 / 100$

別表1-12（第3条公定価格関係）

地域型保育事業におけるその他加算

⑬の1 処遇改善等加算Ⅱ

技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費として、副主任保育士等に対する処遇改善等加算Ⅱ-①と、職務分野別リーダー等に対する処遇改善等加算Ⅱ-②について、各々定められた額に対象となる人数A又はBを乗じて、それらを合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額に各月初日の利用子ども数を乗じて加算する。
ただし家庭的保育事業及び利用定員5人以下の事業所内保育事業については、処遇改善等加算Ⅱ-①又は処遇改善等加算Ⅱ-②のいずれかを加算する。

事業類型	加算額
家庭的保育事業及び利用定員5人以下の事業所内保育事業	処遇改善等加算Ⅱ-① $48,790 \div$ 各月初日の利用子ども数 処遇改善等加算Ⅱ-② $6,100 \div$ 各月初日の利用子ども数
小規模保育事業A型・B型・C型及び利用定員6人以上の事業所内保育事業	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・処遇改善等加算Ⅱ-① $48,790 \times$ 人数A ・処遇改善等加算Ⅱ-② $6,100 \times$ 人数B ※「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成27年3月31日付府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号）」に定められた人数A及び人数Bとする。

⑬の2 冷暖房費加算

夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について加算する。（川崎市はその他地域）

加算額
110

⑬の3 施設機能強化推進費加算

職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況※に応じて必要な経費を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算する。（※延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入のうち複数の事業等を実施する場合が対象）

加算額
$150,000$ （限度額） \div 3月初日の利用子ども数

⑬の4 栄養管理加算

栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算する。

加算額
$120,000$ （限度額） \div 3月初日の利用子ども数

⑬の5 第三者評価受審加算

第三者評価を受審する場合に、受審費用の一部として、所定の額を3月初日の利用子ども数で除した額に3月初日の利用子ども数を乗じて加算する。

※ただし、1施設に対し5年に1回の加算とする。

加算額
$150,000$ （限度額） \div 3月初日の利用子ども数

別表2-1 (第3条市加算運営費関係)

項目	対象事業	内容	加算額
①給食費	小規模A・B (事業所内A・B)	利用する子どもの給食内容を向上させるため、国の公定価格中の給食費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算する。	■単価 子ども1人当り 月額641円
②延長保育費	小規模A・B (事業所内A・B)	延長保育を実施する事業所に対して、事業所の各月の利用子どもの登録状況及びにより基本分及び30分単位の加算分を加算する。	■単価 (小規模保育A型) 1事業所当り月額 基本分 250,000円 加算分 30分延長 25,000円 1時間延長 87,000円 1.5時間延長 98,000円 2時間延長 109,000円
			■単価 (小規模保育B型) 1事業所当り月額 基本分 250,000円 加算分 30分延長 25,000円 1時間延長 86,000円 1.5時間延長 96,000円 2時間延長 106,000円
		延長保育の実施に伴い、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに係る経費や生活保護世帯・市民税非課税世帯等の子どもの保育料免除分の補填として、当該子どもの各月の延長保育時間に応じた1人当り月額加算分を加算するもの。	【算定方法：単価×単位(30分を1単位)×利用子ども数】 ■単価 月額30分利用単価 障害児延長保育分 5,300円 生活保護・市民税非課税世帯 1,000円 30分を単価として、利用時間に応じて時間数を乗する。
③年休代替保育士雇用費	小規模A・B (事業所内A・B)	利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、各事業所に必要な条例上の保育士を配置した上で、1施設につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算する。	■単価 基本分 加算分 月額1人当り 142,100円+(6,600円×処遇改善等加算率) ■支給月数(上限) 給与分 賞与分 12か月 + 4.45か月 給与分は対象となる常勤保育士の実際の雇用によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1か月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士によって6月と12月に2.225か月ずつ支給するものとする。※賞与の支給対象でない場合は賞与分は支給しない。
④看護師雇用費	小規模A・B (事業所内A・B)	利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、1施設につき1人の看護師の配置に上乗せして要する経費を加算するもの。※常勤非常勤を問わない。	■単価 月額1人当り 52,200円 看護師が配置されている場合のみ
⑤栄養士雇用費	小規模A・B (事業所内A・B)	利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、1施設につき1人の栄養士の配置に上乗せして要する経費を加算するもの。※常勤非常勤を問わない。	■単価 月額1人当り 14,200円 栄養士が配置されている場合のみ
⑥週40時間勤務保障費	小規模A・B (事業所内A・B)	常勤保育士の週40時間勤務を保障するため、条例上の保育士(従事者)数十年休代替保育士分の臨時的任用保育士の雇用費を加算するもの。常態的土曜日減算の場合は対象外。	■単価 (小規模保育事業A型) 月額1人当り 10,600円 年休代替保育士がいない場合は、条例上の保育士分のみ対象 ■単価 (小規模保育事業B型) 月額1人当り 10,425円 年休代替保育士がいない場合は、条例上の保育士分のみ対象

別表2-1 (第3条市加算運営費関係)

項目	対象事業	内容	加算額
⑦産休等代替職員雇用費	小規模A・B (事業所内A・B)	有給による産休・病休制度を有する事業者が運営する施設に対し、常勤職員が出産又は傷病により長期休暇する場合に、その代替えとなる臨時的任用職員を雇用する経費を加算するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給日数】 ■単価 以下の代替職員の職種に応じて定められた日額単価の範囲内で、実際の雇用契約内容から算出した額(日給換算と10円未満切捨て)とする。 保育士(看護師)は、日額1人当り8,890円を限度とする。 保育従事者、その他の場合は、日額1人当り8,610円を限度とする。 ■対象職員数 産休・病休職員1人対し、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員1人とする。 ■支給日数 産休代替の場合は、産休職員の出産予定日の84週間前の日(多胎妊娠の場合は14週間前の日)から産後8週間を経過する日までの期間で、現に代替職員が勤務した日数(半日単位で合算し、1日に満たない場合は切り捨て。以下同じ)とする。 病休代替の場合は、病休職員の休業開始日から6か月を経過するまでの期間で、現に代替職員が勤務した日数とする。
⑧連携保育加算	小規模A・B (事業所内A・B)	連携施設に対する、保育内容の支援などの経費。毎月30,000円加算連携施設が公設公営保育所の場合又はサテライト型小規模保育事業補助金対象施設の場合は対象外。	■単価 1事業所当り 月額30,000円
⑨嘱託医手当	小規模A・B (事業所内A・B)	利用する子どもの健康管理の充実を図るため、毎月の定期健康診断(随時の入園前健康診断を含む)の実施等に伴う嘱託医への手当を、公定価格中の嘱託医手当に加算するもの。	■単価 1事業所当り 月額7,830円
⑩歯科健診事業費	小規模A・B (事業所内A・B)	利用する子どもに歯科検診を実施するため、歯科医への手当として、公定価格中の人件費に加算するもの。	■単価 1事業所当り 年額17,300円 健診実施後支払
⑪施設賃借料加算	小規模A・B・C	賃借物件により運営する事業所に対して、安定的な事業継続を確保するため、公定価格中の賃借料加算に加えて、市が定める加算上限額の範囲内で賃借料の加算を行うもの。	【小規模A・B型 算定方法】 市が定める月の加算上限額 - 当月の公定価格中の賃借料加算額 ■市が定める月の加算上限額 316,000円と実賃借料の低い方 ■当月の公定価格中の賃借料加算額 別表1-5に基づく賃借料加算単価に当月の在籍子ども数を乗じた額。 【小規模C型 算定方法】 市が定める月の加算上限額 - 当月の公定価格中の賃借料加算額 ■市が定める月の加算上限額 家庭的保育者数 × 50,000円と実賃借料の低い方 ■当月の公定価格中の賃借料加算額 別表1-6に基づく賃借料加算単価に当月の在籍子ども数を乗じた額。
⑪8時間超保育実施加算	小規模C、 家庭的保育事業	公定価格中に含まれない8時間を超えて保育を実施する場合の人件費、補助者雇用費、連携施設等に関する経費 子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算する。	【算定方法：単価 × 家庭的保育者数 × 対象日数】 ■単価 家庭的保育者1日当り 1,042円 基本分 16時30分～17時までの保育を行う場合 家庭的保育者数 × 1,042円 【算定方法：単価 × 対象回数(30分単位)】 ■単価 利用子ども1回当り(30分) 710円 8時30分～17時を超え保育を行う場合 利用子ども数一人当り 710円 × 回数(30分単位)
⑫家庭的保育支援加算	小規模C	利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、補助者雇用費、連携施設等に関する経費 子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算する。	■単価 利用子ども1人当り月額 定員7人まで 23,300円 定員10人まで 16,100円 定員12人以上 13,000円
⑬補足給付	全類型	生保世帯対象 実費負担の補てんのための教材費等	■単価 利用子ども1人当り月額 2,500円

別表2-2 (第3条市加算運営費関係)

項目	対象事業	内容	加算額
⑭給食費(事業所内20人以上)	事業所内(20人以上)	利用する子どもの給食内容を向上させるために、国の公定価格中の給食費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	■単価 子ども1人当り 月額528円
⑮行事用給食費	事業所内(20人以上)	行事時の特別給食のため、国の公定価格中の給食費に子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	■単価 子ども1人当り 月額113円
⑯冷暖房費	事業所内(20人以上)	利用する子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の冷暖房費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	■単価 子ども1人当り 月額58円
⑰特別扶助費	事業所内(20人以上)	施設職員の待遇改善を図り、もって利用する子どもの処遇を向上させるため、6月と12月の賞与期に、国の公定価格中の人件費に、子ども1人当り月額単価を各初日利用子ども数分加算するもの	■単価 子ども1人当り 賞与月(6月・12月)に 各12,600円
⑱一般生活費	事業所内(20人以上)	利用する子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の給食材料費や保育材料費等の一般生活費に、子ども1人当り月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	■単価 子ども1人当り 月額840円
⑲児童災害共済掛金	事業所内(20人以上)	利用する子どもの施設管理下における災害に備えて、災害共済給付制度等の掛金を、国の公定価格中の事業費に、子ども1人当り月額単価を掛金支払子ども数分加算するもの(ただし、当年度中の最初に在籍した月に1回のみ加算)	■単価 子ども1人当り 1回375円
⑳市障害児保育加算	事業所内(20人以上)	障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに対して、保育士等の加配を行い、対象となる子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の人件費に、障害の程度に応じた対象児1人当り月額単価を対象子ども数分加算するもの <認定基準> ■重度:特別児童扶養手当1級、身体障害手帳1級もしくは療育手帳A1～A2の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども ■中度:特別児童扶養手当2級、身体障害者手帳2～3級もしくは療育手帳B1の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども ■軽度:身体障害者手帳4～6級もしくは療育手帳B2の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども	【算定方法】 市が定める加算上限額 - 公定価格中の障害児保育加算額 市が定める月の加算上限額 対象児1人当り ■重度:月額212,000円 ■中度:月額169,600円 ■軽度:月額106,000円

別表2-3（第3条市加算運営費関係）

㊴-1 延長保育費 基本分・加算分（事業所内20人以上のみ）

延長保育を実施する施設に対して、各施設の各月の実延長保育時間の区分と土曜延長の実施有無に応じて、延長保育に要する経費（補食代実費徴収分を除く）として、利用する子ども6人までの月額基本分と7人目から1人当りの月額加算分を加算する（利用する子どもが6人未満の場合は、月額基本分÷6人（小数点以下切捨て）×利用する子ども数とする）もの。

なお、当該人数には、保育標準時間認定子どもと保育短時間認定子どもであって、11時間の開所時間を超えて、延長保育を利用した子ども数を換算するものとする。

実延長保育時間	土曜延長	基本分		加算分	
朝／夕 0.5時間	実施あり	6人まで	月額 91,000円	7人目から 1人当り	月額 1,600円
	実施なし		月額 75,800円		
夕 1時間	実施あり	6人まで	月額 182,000円	7人目から 1人当り	月額 3,200円
	実施なし		月額 151,700円		
夕 1.5時間	実施あり	6人まで	月額 273,000円	7人目から 1人当り	月額 4,800円
	実施なし		月額 227,500円		
夕 2時間	実施あり	6人まで	月額 364,000円	7人目から 1人当り	月額 6,400円
	実施なし		月額 303,300円		
夜間保育の朝 0.5時間	実施あり	6人まで	月額 128,200円	7人目から 1人当り	月額 2,800円
	実施なし		月額 106,800円		
夜間保育の朝 1時間	実施あり	6人まで	月額 256,400円	7人目から 1人当り	月額 5,600円
	実施なし		月額 213,700円		
夜間保育の朝 1.5時間	実施あり	6人まで	月額 384,500円	7人目から 1人当り	月額 8,400円
	実施なし		月額 320,400円		
夜間保育の朝 2時間	実施あり	6人まで	月額 512,700円	7人目から 1人当り	月額 11,200円
	実施なし		月額 427,300円		

㊴-2 延長保育費 保育短時間認定児延長保育加算分（事業所内20人以上のみ）

保育短時間認定子どもが各施設の8時間のコアタイムの範囲を超えて、11時間の開所時間の範囲内で、延長保育を利用した場合に、当該延長保育に要する経費として、0.5時間単位で1人当り月額加算分を加算するもの

延長保育時間	加算分
0.5時間単位	1人当り月額 1,600円

㊴-3 延長保育費 障害児加算分・保育料免除加算分（事業所内20人以上のみ）

延長保育の実施に伴い、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子ども（認定は㊴の認定に準ずる）に係る経費や生活保護世帯・市民税非課税世帯等の子どもの保育料免除分の補填として、当該子どもの各月の延長保育時間に応じた1人当り月額加算分を加算するもの

項目	延長保育時間	加算分
障害児保育分	0.5時間	1人当り月額 5,300円
	1時間	1人当り月額 10,600円
	1.5時間	1人当り月額 15,900円
	2時間	1人当り月額 20,800円
保育料免除分	0.5時間	1人当り月額 1,000円
	1時間	1人当り月額 2,000円
	1.5時間	1人当り月額 3,000円
	2時間	1人当り月額 4,000円

別表2-4（第3条市加算運営費関係）

項目	対象事業	内容	加算額								
㉒ 休憩休息保育士雇用費	事業所内 (20人以上)	利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、各施設に必要な条例上の保育士(公定価格上、3歳児配置改善加算の対象となる施設にあっては、当該配置保育士数を含む。以下同じ。)4人につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本分</td> <td style="text-align: center;">加算分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月額1人当り 142,100円</td> <td style="text-align: center;">+ (6,600円 × 処遇改善等加算率)</td> </tr> </table> ■対象職員数 毎月初日の在籍子ども数と利用定員数で、条例上の基準(公定価格上、3歳児配置改善加算の対象となる施設にあっては、条例上の3歳児の配置基準を15:1に置き換えるものとする。以下同じ。)に基づき、年齢区分ごとに端数処理はせず、必要保育士数を算出し、その合計人数を小数点第2位以下切り捨て、第1位切り上げとした人数のより多い人数を4で割り返し、小数点以下を切り上げた人数を限度に、毎月、必要となる条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士数を超過して配置されている常勤保育士(1日6時間以上かつ月20日以上勤務の保育士をいう。以下同じ。)数とする。 ■支給月数 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">給与分</td> <td style="text-align: center;">賞与分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12か月</td> <td style="text-align: center;">+ 4.45か月</td> </tr> </table> 給与分は対象となる常勤保育士の実際の雇用月数(半月単位とする。以下同じ)によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1か月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士数によって6月と12月に2.225か月ずつ支給するものとする。	基本分	加算分	月額1人当り 142,100円	+ (6,600円 × 処遇改善等加算率)	給与分	賞与分	12か月	+ 4.45か月
基本分	加算分										
月額1人当り 142,100円	+ (6,600円 × 処遇改善等加算率)										
給与分	賞与分										
12か月	+ 4.45か月										
㉓ 年休代替保育士雇用費(事業所内20人以上)	事業所内 (20人以上)	利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、各施設に必要な条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士と休憩休息保育士を配置した上で、1施設につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本分</td> <td style="text-align: center;">加算分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月額1人当り 142,100円</td> <td style="text-align: center;">+ (6,600円 × 処遇改善等加算率)</td> </tr> </table> ■対象職員数 各施設1人とする。ただし、毎月、必要となる条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士と休憩休息保育士の数を超過して配置されている常勤保育士がいる場合に限る。 ■支給月数 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">給与分</td> <td style="text-align: center;">賞与分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12か月</td> <td style="text-align: center;">+ 4.45か月</td> </tr> </table> 給与分は対象となる常勤保育士の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1か月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士数によって6月と12月に2.225か月ずつ支給するものとする。	基本分	加算分	月額1人当り 142,100円	+ (6,600円 × 処遇改善等加算率)	給与分	賞与分	12か月	+ 4.45か月
基本分	加算分										
月額1人当り 142,100円	+ (6,600円 × 処遇改善等加算率)										
給与分	賞与分										
12か月	+ 4.45か月										
㉔ 看護師雇用補助費	事業所内 (20人以上)	利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、1施設につき1人の常勤看護師の配置に上乗せして要する経費を加算するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 月額1人当り 52,200円 ■対象職員数 各施設1人とする。 ■支給月数 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">給与分</td> <td style="text-align: center;">賞与分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12か月</td> <td style="text-align: center;">+ 4.45か月</td> </tr> </table> 給与分は対象となる常勤看護師の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1か月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤看護師数によって6月と12月に2.225か月ずつ支給するものとする。	給与分	賞与分	12か月	+ 4.45か月				
給与分	賞与分										
12か月	+ 4.45か月										
㉕ 栄養士雇用補助費	事業所内 (20人以上)	利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、1施設につき1人の常勤栄養士の配置に上乗せして要する経費を加算するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 月額1人当り 16,800円 ■対象職員数 各施設1人とする。 ■支給月数 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">給与分</td> <td style="text-align: center;">賞与分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12か月</td> <td style="text-align: center;">+ 4.45か月</td> </tr> </table> 給与分は対象となる常勤栄養士の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は6月と12月の各初日に雇用されており、前後1か月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤栄養士数によって6月と12月に2.225か月ずつ支給するものとする。	給与分	賞与分	12か月	+ 4.45か月				
給与分	賞与分										
12か月	+ 4.45か月										

項目	対象事業	内容	加算額
②⑥事務職員雇用費	事業所内 (20人以上)	事務の複雑化・電子化等に対応するため、事務職員の雇用に係る経費を加算するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 月額1人当り57,600円 ■対象職員数 各施設1人とする。 ■支給月数 12か月とする。ただし、年間の運営月数が12か月に満たない場合は、当該運営月数とする。
②⑦産休等代替臨時職員雇用費	事業所内 (20人以上)	有給による産休・病休制度を有する事業者が運営する施設に対し、常勤職員が出産又は傷病により長期休暇する場合に、その代替えとなる臨時的任用職員を雇用する経費を加算するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給日数】 ■単価 以下の代替職員の職種に応じて定められた日額単価の範囲内で、実際の雇用契約内容から算出した額(日給換算とし日額交通費を含む。ただし10円未満切捨て)とする。 看護師の場合は、日額1人当り10,330円を限度とする。 保育士・栄養士の場合は、日額1人当り8,890円を限度とする。 准看護師の場合は、日額1人当り8,730円を限度とする。 調理員・その他の場合は、日額1人当り8,610円を限度とする。 ■対象職員数 産休・病休職員1人に対し、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する職員1人とする。 ■支給日数 産休代替の場合は、産休職員の出産予定日の8週間前の日(多胎妊娠の場合は14週間前の日)から産後8週間を経過する日までの期間で、現に代替職員が勤務した日数(半日単位で合算し、1日に満たない場合は切り捨て。以下同じ)とする。 病休代替の場合は、病休職員の休業開始日から6か月を経過するまでの期間で、現に代替職員が勤務した日数とする。
②⑧指導用給食費	事業所内 (20人以上)	利用する子どもの給食指導のため、保育士の指導用として用意する給食の費用を加算するもの。	【算定方法：単価 × 対象職員数 × 支給月数】 ■単価 月額1人当り1,795円 ■対象職員数 毎月初日の在籍子ども数で、条例上の基準に基づき、必要保育士数を算出し、その合計人数に2人を加えた人数とする。 ■支給月数 12か月とする。ただし、年間の運営月数が12か月に満たない場合は、当該運営月数とする。

別表2-5（第3条市加算運営費関係）

㊸嘱託医手当（事業所内20人以上のみ）

利用する子どもの健康管理の充実を図るため、毎月の定期健康診断（随時の入園前健康診断を含む）の実施等に伴う嘱託医への手当を、公定価格中の嘱託医手当に加算するもの。

項目	上段：加算額、下段：園医報酬基準額
嘱託医手当	月額 7,830円 (月額 21,400円)

㊹入園前健康診断手当（事業所内20人以上のみ）

新たに利用を開始する子どもの健康状況を把握するため、4月一斉入所前に健康診断を実施するための嘱託医への手当を、2月に加算するもの。

項目	加算額
入園前健康診断手当	21,400円

㊺歯科検診事業費（事業所内20人以上のみ）

利用する子どもに歯科検診を実施するため、歯科医への手当として、公定価格中の人件費に加算するもの。

項目	加算額
歯科検診事業費	年額 28,000円

㊻市休日保育加算（事業所内20人以上のみ）

休日保育事業において、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもの受入れを行った場合に、保育士等の加配に要する経費として、公定価格中の休日保育加算に加えて加算するもの。

項目	加算額
市休日保育加算 (障害児受入分)	<ul style="list-style-type: none"> ■加算単価 日額4,240円 ■加算条件 障害児の認定は、㊸の認定基準に準じて、別途行うものとする。